

第215回 暮らしのSDGs学習会 議事録

1. 出席者 (敬称略) 増永、吉永、横田、大塚、前崎、黒島、古山、大河原、筒井 (記)
2. 日時 2025年11月14日 (金) 13:30 ~ 15:00
3. 場所 生涯学習センター 3階 大会議室
4. テーマ 電力システム改革の評価とSB20 (COP30の事前会議) の結果等について
5. 説明 筒井 義憲 (OBN会員 学習会担当)
6. 内容 経済産業省の資料やCan-Japanの研修資料等を用い、以下のような説明があった
 - * 電力システム改革 (電気事業法の改正) は、小売り自由化を中心に①安定供給の確保②電気料金の最大限の抑制 ③需要家の選択肢や事業者の事業機会の拡大が目的で、評価は『広域的な電力需給・送配電ネットワーク整備 (安定供給の確保)』については目標を一定程度達成したが、小売全面自由化の効果だけを取り出して電気料金が低く抑えられていたとまでいふことは難しいとなっている。
 - * 評価結果では再生可能エネルギーの更なる導入拡大と電力の安定供給を実現するためには、電源と需要の状況を踏まえた形での系統の効率的整備、供給力や調整力の確保、短期の需給運用の効率的実施等が必要であると書かれている。
 - * この電力システム改革の検証結果に対して、FoE Japan (国際環境NGO) からのパブコメでは、『今回のシステム改革検証では、「安定供給確保を大前提とした電源の脱炭素化の推進」として意図されているのは原子力や脱炭素技術を付加した火力発電への改修や新規建設である』とある。
 - * 再生可能エネルギーとは、水力、太陽光、風力、地熱、バイオマスなどがあるが、太陽光・風力は、自然変動型再エネ電源 (VRE) と呼ばれおり、自然現象 (天候) などで発電量が変化する問題がある。また、全体に「コストの問題」「環境破壊の問題」などがあり、厳しい状況がある。
 - * 現在、COP30がブラジルで開催されているが、その事前協議 (SB20) が開催済みであり、その状況が、CAN-Japanのセミナーで7月に発表された。緩和策 (脱炭素) については、進みが悪く、パリ協定で定められたGSTに基づき施策の目標や評価を提出しているのは25カ国に留まっている。また、開発途上国への支援なども滞っている。
 - * 気候変動対策には大きく緩和策と適応策の2つのアプローチがある。緩和策とは、気候変動の原因となっている地球温暖化を抑えるために、温室効果ガスの排出量を減らすことを目的とし、適応策とは、すでに起こっている気候変動や、将来的に予想される状況に対応することを目的としている。
 - * 緩和策の例としては、京都議定書のような排出量そのものを抑制するための国際的ルールや省エネルギー、二酸化炭素固定技術などをあげることができる。適応策の例としては、沿岸地域で温暖化の影響による海面上昇に対応するための高い堤防の設置や、暑さに対応するためのクールビズ、作物の作付時期の変更などの対症療法的対策が相当する。

＜次回予定＞

12月の暮らしのSDGs学習会は、国立環境研究所の見学を予定しておりますが、現在申込み中であり、返答がまだのため、未定です。見学ができない場合は、ソーラーシェアリングの学習会を行います。